

平成26年に国民年金保険料を2年前納した場合の 社会保険料控除について

2年前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれかのみを選択することができます。

①全額を納めた年に控除

②各年分の保険料に相当する額を各年に控除

それぞれの方法を選択した場合の控除額は以下のとおりです。

①全額を納めた年に控除する方法を選択する場合

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の「納付済保険料の証明額」欄に記載されている額が控除額となります。

（注）この欄に記載されている額は、2年前納分の保険料を含め、その年中に納めた保険料の合計額です。

②各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法を選択する場合

各年の控除額は次の計算式により求められます。（24カ月分を前納した場合の例）

$$2\text{年前納保険料額（平成26年度定額分は}355,280\text{円）} \times \frac{\text{その年分の保険料の月数}}{24\text{カ月}}$$

なお、上記計算式により求めた各年分の控除額は次のとおりです。

（1）平成26年に控除の対象となる額（平成26年4月分から平成26年12月分までの9カ月分）

$$355,280\text{円} \times 9\text{カ月} / 24\text{カ月} = 133,230\text{円}$$

※ 2年前納分以外に平成26年中に納めた保険料があるときは、その額を上記金額に加えてください。

（2）平成27年に控除の対象となる額（平成27年1月分から平成27年12月分までの12カ月分）

$$355,280\text{円} \times 12\text{カ月} / 24\text{カ月} = 177,640\text{円}$$

※ 2年前納分以外に平成27年中に納めた保険料があるときは、その額を上記金額に加えてください。

（3）平成28年に控除の対象となる額（平成28年1月分から平成28年3月分までの3カ月分）

$$355,280\text{円} \times 3\text{カ月} / 24\text{カ月} = 44,410\text{円}$$

※ 2年前納分以外に平成28年中に納めた保険料があるときは、その額を上記金額に加えてください。

（注）一度この方法により控除を受けた場合は、上記①の方法による控除に戻すことはできません。
また、平成27年に平成27年分と平成28年分をまとめて控除することもできませんのでご注意ください。

【社会保険料（国民年金保険料）控除額内訳明細書の提出について】

②の各年に控除する方法を選択する場合には、裏面の「社会保険料（国民年金保険料）控除額内訳明細書」に各年分の控除額等を記入し、確定申告により控除を受ける場合は税務署に、または、年末調整により控除を受ける場合はお勤め先の年末調整担当部署に、控除証明書とともに提出してください。（この面と明細書を両面印刷してください）

（注）明細書は、控除証明書1枚（被保険者1名）につき1枚作成してください。

（注）明細書は、各年の申告の都度、作成してください。

【控除証明書の発行等について】

各年に控除する方法を選択する場合には、各年の申告に必要な控除証明書を発行します。各年の申告時にお近くの年金事務所にお申し出ください。

（注）控除証明書は原本を添付することとされており、コピーは認められていません。

社会保険料（国民年金保険料）控除額内訳明細書（平成26年用）

被保険者氏名： _____

1. 2年前納した期間を記入してください。

平成26年4月分～平成 _____ 年 _____ 月分（ _____ カ月） ①

※ 前納期間が24カ月の場合は「平成 28 年 3 月分」、「24 カ月」と記入。
※ 前納期間が24カ月未満の場合は控除証明書の「納付状況の内訳」欄で確認して記入。

2. 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の「納付済保険料の証明額」欄の金額を記入してください。

_____ 円・・・②

3. 2年前納した金額を記入してください。

_____ 円・・・③

※ 平成26年4月にお送りしている「国民年金保険料口座振替額通知書」でご確認いただくか、年金事務所にお問い合わせください。

4. 2年前納以外で平成26年中に納めた保険料の額を記入してください。

_____ 円・・・④

※ ②の額から③の額を差し引いた額を記入。2年前納以外に納めた保険料がない方は0円となります。

5. 各年分の控除額を計算してください。

平成26年の控除額

(_____ 円 × (9 カ月 / _____ カ月)) + _____ 円
※ ③の額を記入。 ※ ①の月数を記入 ※ ④の額を記入。

= _____ 円 (A) 平成26年の申告書に記載する金額
注1参照。

(参考) 平成27年の控除予定額

_____ 円 × (_____ カ月 / _____ カ月) = _____ 円 (B)
※ ③の額を記入。 注2参照。 ※ ①の月数を記入。 注1参照。

(参考) 平成28年の控除予定額

_____ 円 × (_____ カ月 / _____ カ月) = _____ 円 (C)
※ ③の額を記入。 注2参照。 ※ ①の月数を記入。 注1参照。

注1： A～Cの合計額が、控除証明書の「納付済保険料の証明額」欄の金額と一致しているか確認してください。
注2： 2年前納期間中に60歳に到達されるなどにより前納期間が24カ月未満の場合は、納めた月数に応じて以下の例のように変動いたしますので、ご注意ください。
【平成27年10月分までの前納の場合】
平成26年：9カ月/19カ月 平成27年：10カ月/19カ月
【平成28年1月分までの前納の場合】
平成26年：9カ月/22カ月 平成27年：12カ月/22カ月 平成28年：1カ月/22カ月

その他ご不明な点は、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧いただくか、年金事務所までお問い合わせください。

<参考資料>

(1) 平成26年4月に2年前納により納付した期間別の各年の控除額一覧表

2年前納により納付した期間			保険料額 (定額)	各年の控除額			保険料額 (定額+付加)	各年の控除額			各年の控除額計算時に乗じる月数		
自	至	月数		平成26年	平成27年	平成28年		平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
H26.4	H28.3	24	355,280	133,230	177,640	44,410	364,500	136,688	182,250	45,562	9 月 / 24 月	12 月 / 24 月	3 月 / 24 月
H26.4	H28.2	23	340,870	133,384	177,846	29,640	349,720	136,847	182,463	30,410	9 月 / 23 月	12 月 / 23 月	2 月 / 23 月
H26.4	H28.1	22	326,400	133,528	178,037	14,835	334,880	136,997	182,662	15,221	9 月 / 22 月	12 月 / 22 月	1 月 / 22 月
H26.4	H27.12	21	311,900	133,672	178,228	0	320,000	137,143	182,857	0	9 月 / 21 月	12 月 / 21 月	0 月 / 21 月
H26.4	H27.11	20	297,340	133,803	163,537	0	305,070	137,282	167,788	0	9 月 / 20 月	11 月 / 20 月	0 月 / 20 月
H26.4	H27.10	19	282,740	133,930	148,810	0	290,100	137,416	152,684	0	9 月 / 19 月	10 月 / 19 月	0 月 / 19 月
H26.4	H27.9	18	268,090	134,045	134,045	0	275,070	137,535	137,535	0	9 月 / 18 月	9 月 / 18 月	0 月 / 18 月
H26.4	H27.8	17	253,390	134,148	119,242	0	259,990	137,642	122,348	0	9 月 / 17 月	8 月 / 17 月	0 月 / 17 月
H26.4	H27.7	16	238,640	134,235	104,405	0	244,870	137,740	107,130	0	9 月 / 16 月	7 月 / 16 月	0 月 / 16 月
H26.4	H27.6	15	223,840	134,304	89,536	0	229,690	137,814	91,876	0	9 月 / 15 月	6 月 / 15 月	0 月 / 15 月
H26.4	H27.5	14	209,000	134,358	74,642	0	214,460	137,868	76,592	0	9 月 / 14 月	5 月 / 14 月	0 月 / 14 月
H26.4	H27.4	13	194,110	134,384	59,726	0	199,190	137,901	61,289	0	9 月 / 13 月	4 月 / 13 月	0 月 / 13 月

※ この一覧表によりお示りする各年の控除額は、平成26年4月に2年前納した国民年金保険料のみを考慮したものであり、2年前納以外に平成26年中に納めた国民年金保険料は含まれません。

※ 平成26年4月にお送りしている「国民年金保険料口座振替額通知書」より、該当する期間と保険料額を確認し、「社会保険料(国民年金保険料)控除額内訳明細書」に必要事項をご記入ください。

- ・ 該当する「2年前納により納付した期間」の「至」と「月数」を、内訳明細書の①にご記入ください。
- ・ 該当する保険料額を、内訳明細書の③にご記入ください。なお、保険料額は定額のみ(上表の「保険料額(定額)」)と、定額+付加保険料額(上表の「保険料額(定額+付加)」)がありますのでご注意ください。
- ・ 該当する「2年前納により納付した期間」の「月数」に応じて「各年の控除額計算時に乗じる月数」を、内訳明細書の項番5. にそれぞれご記入ください。
- ・ 該当する保険料額に応じて「各年の控除額」を、内訳明細書の(A)～(C)にそれぞれご記入ください。ただし、(A)は、2年前納以外に平成26年中に納めた国民年金保険料がある場合、上表の「各年の控除額」の「平成26年」の額に加算するため、ご注意ください。

(2) 平成26年4月に2年前納した保険料を各年に申告する場合の流れ

